

2010年度 夏期合同研究

7月14日、弁護士会館で、2010年度東京弁護士会夏期合同研究が開催された。

午前中に15の分科会、午後からは2つのテーマで全体討議を行った。

参加者は分科会が409人、全体討議の第1部が115人、第2部が152人であった。

ここでは、15の分科会と全体討議第1部の概略を紹介する。

なお、全体討議第2部「実践!労働審判〜ドキュメント・解決までの70日」については、次号で特集として取り上げる予定である。

*表紙裏にカラー写真を掲載しています。

第1分科会

裁判員裁判の経験を共有する経験交流会 ～施行1年を経過して

裁判員制度センター副委員長 榊原 一久 (48期)



東弁夏期合同研究第1分科会では、裁判員裁判を経験した弁護士6名に出席いただいて、裁判員裁判の経験交流会を行いました。

今回の経験交流会の対象事件の罪名は、殺人、強盗傷人、通貨偽造・同行使、強姦致傷といったものであり、外国事件や否認事件、また被害者参加事件も含まれていました。あらかじめ事件の報告書を提出していただき、事件の概要、検察官の主張、弁護人の主張、判決の概要をまとめたレジュメを参加者に配布し、まず各弁護人に事件の概要をお話

いただきました。そして、公判前整理手続、冒頭手続、証拠調べ、弁論等の手続きの流れに従って、弁護人としてどのような工夫を行ったか、検察官、裁判官等の訴訟活動はどのようなものであったかなどについて具体的なお話をいただき、裁判員裁判の現状、弁護人として工夫、配慮すべきことなど有益な情報を得ることができました。

今後も定期的に裁判員裁判経験交流会を行う必要性を痛感した分科会でした。

第2分科会

弁護士主導による裁判外事業再生

弁護士業務改革委員会委員 土森 俊秀 (54期)



今年度は、中小企業の事業再生の手法として近時注目されている、弁護士主導による裁判外事業再生をテーマとして取り上げ、その実務に詳しい高橋修平会員を招いた上で、基調報告及びパネルディスカッションを行った。

基調報告では、同会員より、裁判外事業再生のメリット・デメリット、弁護士主導で行うことの意義と必要性、第2会社・会社分割などにおける濫用的事例への注意等について報告がなされた。

パネルディスカッションでは、弁護士業務改革委員会委

員3名も加わった上で、2つの具体的事例を基に、裁判外での事業再生を選択した理由、利益率改善・資金繰りの安定化・銀行リスク等の再建策の実施方法、会社分割等のスキームの選択及び実行上の留意点等、多岐の論点について意見が交わされた。

会場からも質問が寄せられ、当該分野における弁護士関与の必要性及び弁護士業務拡大の可能性が改めて実感される会となった。

第3分科会

後見実務の応用編 中～上級者向け A名簿へのランクアップ研修

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 杉本 幸男 (58期)



第3分科会では、東京家庭裁判所後見センターへの成年後見人等候補者推薦名簿のうち、A名簿（①対象事件は流動資産5000万円以上2億円未満または在宅、②登録要件は5年以上であり、B名簿（①対象事件は流動資産5000万円未満かつ入院・入所案件、②登録要件は3年以上）よりも難しい後見事件を対象とし、名簿登録者には一定の実務経験が求められる。）への登録希望者に向けて、後見実務に経験豊富な4名の講師が、「障害のある人の成年後見」、「高齢者虐待」、「成年後見人等から家裁への相談事例」、

「こんなときどうする?! 後見実務のあれこれ」というテーマに関し、応用的な後見実務の講義を行った。

取り上げられた各テーマと、各講師の事例を挙げた具体的な講義内容は、いずれもA名簿登録へのランクアップのために、たいへん有意義なものであった。

また、出席者と講師の間で活発な質疑応答がなされ、実に勉強になった2時間であった。

第4分科会

憲法改正問題を巡る現状と対応

憲法問題対策センター委員長代行 菅沼 一王 (34期)



第4分科会では、渡辺治一橋大学名誉教授を講師にお招きして「憲法改正問題を巡る現状と対応」をテーマとする講演をお聞きしたあと、質疑を行った。

渡辺教授は、憲法改正問題特にその背景事情や社会的要因についての研究における第一人者であり、昨年11月には、日弁連憲法委員会での勉強会において「民主党政権で憲法改正はどうなる」を講演され、その内容は自由と正義本年3月号に憲法リレートーク②⑩として掲載されている。今回は、このような、これまでの経緯に加え、7月11日の参議院選挙の結果もふまえ、

その直後の14日に、鳩山政権の功罪、菅(かん)政権の評価や見通しも含めて「憲法改正問題を巡る現状と対応」についてご講演いただいたもので、まさにアップトゥーデートな話を伺えた。

質疑では、参加者から改憲論も出されたが、護憲の立場からの質問や意見が活発になされた。渡辺教授からも、現状分析とともに、憲法特に憲法9条の持つ意義の重要性を強調された。

詳細は、本号掲載の当センターの菅(すが)副委員長執筆の「憲法改正問題をめぐる現状と対応—参議院選挙を踏まえて」をお読みいただきたい。

第5分科会

より良き ADR の実現と飛躍的普及を目指して ～様々な挑戦的取組から学ぶ

紛争解決センター運営委員会部会長 仁科 豊 (48期)



司法型ADRである裁判所の調停件数は民事15万件・家事13万件、これに対し全国の弁護士会ADRの利用件数は1081件（当センターは105件）、弁護士会ADRが活発に利用されているとは決していえない（※いずれも平成20年度の統計データ）。

そこで、民間ADRの飛躍的普及を目指し、9月2日、民間ADR先進国である米国の実務家を交え日米ADRシンポを企画、夏期合研はそのプレシンポである。

第1部は、①当会ADRの現状（仁科豊部会長）、②紛争

解決における私的自治実現の意義とADRの有効活用例（伊藤紘一部会長）、③家事ADRの可能性（棚瀬孝雄副委員長）、第2部では、岡山弁護士会の挑戦と現状（鷹取司弁護士）がレポートされた。

ノウハウを含め様々な具体例が紹介されたが、ほぼ満席の会場からも体験的ADR活用方法が紹介され、活発な質疑とともに大変充実した分科会となった。

第6 分科会

動き出した温暖化対策 法律家として知っておきたい新制度

公害・環境特別委員会委員 丹生谷 美穂 (45 期)



本年4月に東京都環境確保条例による排出量削減義務が実施されたため、今回の夏期合研では、小澤英明委員から、これまでの条約、法律等を踏まえた上で、都条例の制定・改正につき説明がなされた。

改正都条例によれば、原油換算エネルギー使用量が多い事業所の所有者等は、5年間のエネルギー起源CO₂の排出量削減義務が課され、削減が又は排出量取引によるクレジット取得が要求される。テナントも協力義務を負う。そして、1年間の猶予期間を経ても未達成の場合は、措置命令、罰

金等の厳しい制裁が用意されている。

各種クレジットは、本年3月、4月に都から公表されたガイドラインにより、ようやく詳細が明らかになったため、その説明がなされた。また、今後の課題として、建物売買、瑕疵担保責任、宅建業者の説明義務の拡大等についても言及された。

多方面への影響が予想される条例だけに、会場は満員の大盛況で、時間を超過して活発な質疑応答がなされた。

第7 分科会

ライブ版 民法(債権法)改正の審議状況と今後の展望

法制委員会委員 児玉 隆晴 (40 期)



法制委員会では、法制審議会民法（債権関係）部会の高須順一幹事をパネラーとしてお招きして、同部会のこれまでの審議状況について、最新の会議も含めてご報告をいただくと共に、債務不履行による損害賠償責任の根拠と免責事由、解除の正当化根拠、危険負担制度の存廃、債権者代位権の優先弁済機能の存廃、詐害行為取消権の要件と破産法制との整合性、消費者契約法の取り込みと不実告知、不当条項規制の在り方などの重要問題について、篠塚力委員長、角田伸一副委員長、岩田修一第2WG主査

を交えて意見交換をしていただいた。

このパネルディスカッションにおいて、大所帯で立場の異なる委員等が集まった法制審議会での議論の難しさにもかかわらず、4人の弁護士委員・幹事が実務家としての立場から活発に意見を述べておられること、今後、東弁としても債権法改正についての意見を一本化して日弁連に提出する必要性があることが改めて確認された。

第8 分科会

入管収容者の処遇問題

外国人の権利に関する委員会委員長 大江 修子 (50 期)



当委員会は、入管における収容者の処遇問題について、研究会を主催した。

(1) 報告者及び報告内容

大橋毅会員が、被収容者処遇の法的・理論的問題について解説した後、児玉晃一委員が被収容者の人権侵害の具体的事例を報告し、さらにゲストとしてお招きした「牛久入管収容所問題を考える会」代表の田中喜美子氏とイラン国籍で仮放免中の元被収容者から、東日本入国管理センターにおける収容の内情について、劣悪な医療待遇、不服申

立制度の形骸化といった点を中心として報告がなされた。

(2) 討議

続いて、上記報告及び事前に当委員会にて実施した収容施設見学会の結果も踏まえ、参加会員間で活発なディスカッションが行われた。入管法改正に伴い新しく発足した入国者収容所等視察委員会に対して情報提供を行う、被収容者から弁護士へのアクセスを容易にするシステムを構築する、等の提案が出され、今後当委員会で継続して議論することとして、閉会した。

第9分科会

性犯罪被害者支援全般について

犯罪被害者支援委員会委員長 手塚 富士雄 (50 期)



第9分科会では、性犯罪被害者の支援全般として、ワンストップセンター（性犯罪被害者が一か所で必要な支援を総合的に受けることができる施設）の現状と課題についての報告・講演が行われた。

まず、当委員会の望月晶子副委員長より韓国におけるワンストップセンターの視察、委員長より性暴力救援センター・大阪（SACHICO）の視察の各報告が行われた。

引き続き、警察庁長官官房給与厚生課理事官の小笠原和美氏より警察庁による性犯罪被害者支援拠点モデル事

業の取り組みについての講演、セラピストである平川和子氏より北米での例をもとに性犯罪被害者の支援活動の実践についての講演が行われた。

ワンストップセンターの設立・維持のためには、資金面での支え、広報の必要性和ともに、ワンストップセンターが性犯罪被害者支援活動の努力・情熱の結実であることから、実際に支援を担当する支援員の充実の重要性が語られた。

第10分科会

法律実務の国際化と弁護士会の役割

～世界大都市弁護士会会議東京会議における各国弁護士会との交流を通じて

国際委員会副委員長 和知 麻里亜 (53 期)



第10分科会では、本年3月に東京で開催された世界大都市弁護士会会議を受け、同会議で開催された各セッションのうち、法律実務の国際化における弁護士会の関わり方に焦点を当てて、報告発表、質疑応答を行った。

まず伊藤理委員長から、世界大都市弁護士会会議の概要についての説明があり、続いて各国弁護士会における外国弁護士の受入れ体制について報告があった。続いて、石井藤次郎副委員長から香港、ニューヨークの裁判官任用・市民の裁判参加制度についての報告、さらに、矢吹公敏委員から、

イギリスにおける弁護士に対する苦情処理機関についての報告が行われた。

その後、各報告者の報告を踏まえて、中野竹司委員からいわゆるヤングローヤーズの立場からコメントがなされるとともに、シカゴ弁護士会前ヤングローヤーズ議長のマイク・ローハン氏からのシカゴにおける新人弁護士の就職状況や現状についてのコメントが紹介された。

参加者からは積極的に質問や意見が提起され、盛会のうちに終了した。

第11分科会

刑事収容施設の処遇の現在

～刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 5年後見直しに向けて

刑事拘禁制度改革実現本部委員 寺崎 裕史 (61 期)



第11分科会は、刑事拘禁制度改革実現本部及び人権擁護委員会が、「刑事収容施設の処遇の現在—刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律・5年後見直し」とのテーマを掲げ、各地の刑務所長や矯正管区長等を歴任した中央大学大学院法学研究科兼任講師・同法科大学院客員講師である鴨下守孝氏と、同法制定前後にまたがる刑務所の処遇経験者をパネリストとして招き、行われた。

まず、処遇経験者から、刑事収容施設法の制定が刑務所での処遇実務に与えた影響について報告がなされ、それ

に関する質疑応答が行われた。

次に、鴨下講師から、主として刑事収容施設における処遇実務に即した観点から、現行刑事収容施設法に関する様々な問題点が提起され、それに関する質疑応答が行われた。

会場では終始活発な討論が行われ、処遇経験者や研究者との意見交換により、刑事収容施設法の5年後見直しに向けて貴重な知見を得ることができ、非常に有意義な分科会であった。

第12 分科会

児童ポルノ規制法等に関して

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35 期)



刑事法対策特別委員会では、今回、「児童ポルノ規制法等に関して」と題して、東京都が「青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、漫画やアニメにまで従来の同条例の規制の網をかけようとしていることを取り上げた。

今回の研究会では、東京都条例の児童ポルノ規制に反対の立場をとってきたコンテンツ文化研究会の杉野直也氏を講師として招き、この改正案を否決した経緯や創作現場で現在発生している萎縮現象について報告を受け、都条例の今後の再改正案の提出に対する取り組みについての提言を

受けた。

その後、出席者からそもそも「不健全な図書指定」（18禁図書指定）に入らないようなアニメやゲームに対してこのような規制の必要があるのかという根本問題やこうしたアニメ等の規制の方法が曖昧であり、性的なことを比喩的に表現するものまで規制の対象が広がるおそれが生じることへの危惧など様々な問題点が指摘され、更に本来行うべき児童の性的虐待自体が放置されていることなども指摘された。

第13 分科会

高齢者の消費者被害

消費者問題特別委員会副委員長 山内 隆 (56 期)



始めに東京都消費生活総合センターの高齢者担当の皆川孝子係長らから、高齢者の消費者被害の実情として、2009年度は高齢者の相談が大幅に増加し「未公開株」の相談件数の4分の3が高齢者（60歳以上）によるものであること、有料老人ホーム等のトラブルの実態などが報告された。

続いて、東京都生活文化スポーツ局消費生活部・企画調整課の日置佳奈子係長より、高齢者の消費者被害防止のしくみづくりとして、各消費生活センターを中心とした地

域の協力を得てのネットワーク作りが紹介された。

更に、松本明子会員より、高齢者被害救済に取り組む弁護士の立場から、被害回復方法等について紹介があった。

これらの報告を踏まえて活発な意見交換が行われ、弁護士会と都の協力関係の必要性や、京都弁護士会の「消費者安心チーム」が参考になる等の指摘がなされた。会員のこの問題についての関心の高さを実感するとともに、弁護士会としての対応の必要性を再確認した。

第14 分科会

ハーグ条約と女性・子供の権利

両性の平等に関する委員会研修員 山崎 新 (62 期)



ハーグ条約（国際的な子の奪取についての民事面に関する条約）は、片方の親が国境を越えて子を「連れ去った」場合、その子を常居所の国へ返還させるものである。

パネルディスカッションで、札幌学院大学法学部の佐々木健准教授は、同条約の背景にある「片親引き離し症候群」（PAS）理論は科学的根拠がなく、迅速簡便な手続での子の返還は、子の福祉に反すると指摘した。

児童虐待問題に詳しい磯谷文明会員は、同条約の理念は公正だが、抗弁となる「子に対する重大な危険」の立証に

懸念があり、虐待が見過ごされるおそれがあると指摘した。

当委員会の伊藤和子会員は、諸外国では抗弁事由が狭く解釈され、母に対するDVは「子に対する重大な危険」に該当しないと解釈されているため、DV被害者が子どもを連れて母国に逃げ帰った場合も返還命令を受ける不当な結果になりかねないとの危惧を表明し、条約批准が国内実務に影響を与え、国内のDV被害者保護を後退させる危険性もあると指摘した。

これらの問題を抱える同条約の批准には慎重な検討が必要との認識を新たにした。

第15 分科会

多摩の司法計画 2010 年版について

東弁多摩支部長 高木 敦子 (31 期)



多摩支部地域司法計画策定委員会作成の「多摩の司法計画・2010年度版」の報告を受け「裁判所立川支部の本庁化」「弁護士会多摩支部の本会化」について、意見交換した。二弁では、すでに「司法改革PT」を設け、本庁化・本会化の具体的な検討を開始していることや、一弁も本庁化には反対ではないとの発言があった。また、日弁連の地域司法計画委員会では、多摩の本庁化運動に期待しているとの報告がなされた。

分科会では、「本庁化」「本会化」を具体的に検討し推進

するべきであるとの見解に達し、東京弁護士会に、以下の事項の実行を求めることを決議した。

- 1 東京地方裁判所立川支部東京家庭裁判所立川支部の本庁化を目指す。
- 2 裁判所本庁化に伴う弁護士会の設立を計画する。
- 3 1, 2のための検討対策委員会を設置する。

(出席者21名：内 東弁16名・一弁1名・二弁4名)

全体討議 第1部

【日弁連司法シンポ プレシンポ】

新しい法曹養成制度の現状と課題

司法改革総合センター事務局長 江口 公一 (41 期)

1 テーマ

今回の全体討議は、日弁連司法シンポのプレシンポというかたちで行われた。

法科大学院、新司法試験、新司法修習の制度が発足して数年が経過した。この間、新しい法曹養成制度について、様々な問題点が指摘され、これらの課題について今後どのように対応していくべきかが議論されてきた。そこで、本シンポでは、新しい法曹養成制度を経て法曹となった方々から現場の声というかたちで、新しい法曹養成制度の現状と課題を浮き彫りにし、さらに、ここで明らかにされた課題について、法科大学院、司法試験、司法修習関係者の側から、新しい法曹養成制度の今後の展望を含め、議論を深めることを本討議のテーマに掲げた。

2 討議の構成

(1) 新しい法曹から見た法曹養成プロセス

まず第一部では、「新しい法曹から見た法曹養成プロセスの現状と課題」というテーマで、新60期から新62期までの当会会員各2名、今年法科大学院を卒業し新司法試験を受験した方2名をパネリストに迎え、パネルディスカッション方式で、法曹養成現場の現状、課題について発言いただいた。

(2) 法曹養成プロセスの課題と展望

次に第二部においては、「法曹養成プロセスの課題と展望」というテーマで、法科大学院教授、同実務家教員、元司法

試験考査委員、元司法研修所教員で司法修習委員の方々をパネリストに迎え、第一部でのパネリストの発言を踏まえ、さらに議論を深めた。

3 まとめ(感想)

新しい法曹養成制度の課題は、いくつかの論点ごと非常に多岐にわたっており、今回のシンポのような限られた時間の中では、すべての課題について、第一部のパネリストから発言をもらい、これを第二部で議論することは困難であった。

しかしながら、限られた時間の中でも、第一部においては、新しい法曹の方々から貴重な発言、意見をいただき、実際に新しい法曹養成課程を経験していなければ理解し得えない課題が発見できたように思う。今回のシンポを踏まえ、日弁連での本シンポでさらに議論が深まることを期待する。

